

係	係長	担当課長	課長
年 月 日			

整理番号	
------	--

居住困難区域内家屋の代替家屋に対する 固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

町 田 市 長 様

申告者 住所又は所在地

氏名又は名称



年 月 日

電話番号

居住困難区域内の家屋に代わるものとして家屋を取得したので、地方税法附則第56条第14項に基づく特例の適用について、次のとおり申告します。

納税義務者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	個人番号又は法人番号			
	居住困難区域内家屋の所有者との関係			
代替家屋	所在地			
	家屋番号		種類	
	共有持分		床面積	m ²
	取得年月日		構造	
取得の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新築家屋の取得 ・中古家屋の取得 			

対象区域内 家屋	所有者の住所			
	所有者の氏名等			
	所在地			
	家屋番号		種類	
	床面積	m ²	共有持分	

受付印

1 概要

居住困難区域内にあった家屋（対象区域内家屋）の所有者等が、当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を、居住困難区域を指定する旨の公示があった日から、居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（対象区域内代替家屋が同日後に新築されたものであるときは1年）を経過するまでの間に取得した場合において、代替家屋に係る税額のうち、対象区域内家屋の床面積相当分について、取得後初めの4年度分2分の1、その後2年度分3分の1に相当する税額を減額します。

2 特例対象者

- (1) 居住困難区域を指定する旨の公示があった日における対象区域内家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
- (2) (1)の者について相続があった時におけるその者の相続人（その者の相続人を含む）
- (3) (1)の者と代替家屋に同居している三親等内の親族
- (4) (1)が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

3 添付書類の提出

- (1) 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、対象区域内家屋を所有していた旨を証する書類→登記事項証明書等
- (2) 対象区域内家屋が存したことを証する書類→課税台帳記載事項証明書、課税明細書、名寄帳など
- (3) 対象区域内家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類→建築確認申請書、平面図、立面図、仕様書等
- (4) 相続人等に該当する旨を証する書類（上記2（2）（3）の場合）→戸籍謄本等
- (5) 合併法人又は分割承継法人を確認する書類（上記2（4）の場合）→法人の登記事項証明書

4 問い合わせ先

町田市財務部資産税課家屋係

TEL 042-724-2118